

## パブリックコメント分類（定期自主検査指針）

## 【表現を明確にするもの】

No.	箇所	コメント内容	現 行																		
1	P2 総則 1 .適用範囲 * 1 【解説】 2	温度 5 0 以上であれば、同じ水分濃度でも凝縮に対しては安全側であり、下線部の記載は不要ではないのか。	2 不純物が設備に与える影響について カ 塩化物による腐食（塩化物応力腐食割れ）（対象材料：オーステナイト系ステンレス鋼） L N G 設備運転温度（-162 ～ 常温）範囲での水の凝縮はなく腐食しない。 また、L N G 基地設備において、温度 5 0 以上の環境で使用される部位はない。																		
2	P4 表 - 1 L N G 棧橋設備 ( 1 )	「スィベルジョイント部は別途検査の周期を定めて行う。」とあるが、保安検査として実施するため、周期を明示すべきではないのか。 P12 も同じ。	( 1 ) ローディングアーム <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">検査部位</th> <th rowspan="2">検査項目</th> <th rowspan="2">検査方法</th> <th colspan="2">周 期</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>1回/1年</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本 体</td> <td>リーク テスト</td> <td>ガス検知 器等</td> <td></td> <td></td> <td>スィベルジョイント部は、別途 検査の周期を定めて行う。 【コンビ 5-1-18】 【コンビ 9-1-5】</td> </tr> </tbody> </table>	検査部位	検査項目	検査方法	周 期		備 考	1回/1年	その他	本 体	リーク テスト	ガス検知 器等			スィベルジョイント部は、別途 検査の周期を定めて行う。 【コンビ 5-1-18】 【コンビ 9-1-5】				
検査部位	検査項目	検査方法	周 期				備 考														
			1回/1年	その他																	
本 体	リーク テスト	ガス検知 器等			スィベルジョイント部は、別途 検査の周期を定めて行う。 【コンビ 5-1-18】 【コンビ 9-1-5】																
3	P6 表 - 2 L N G 気化器 ( 2 )	「必要に応じて」とあるが、目視検査で減肉が認められた場合、肉厚測定を実施するのであれば、「必要に応じて」は不要ではないか。  P7、P8、P9、P12、P13、P24、P25 も同じ。	( 2 ) サブマージド式 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">検査部位</th> <th rowspan="2">検査項目</th> <th rowspan="2">検査方法</th> <th colspan="3">周 期</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>1回 /1年</th> <th>1回 /3年</th> <th>その 他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フィンチューブ 及び ヘッドパイプ</td> <td>肉厚測定</td> <td>超音波厚 さ計等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>水抜き時の目視検査で減肉が 認められた場合に、<u>必要に応じ</u> て実施。 【コンビ 5-1-17、19】</td> </tr> </tbody> </table>	検査部位	検査項目	検査方法	周 期			備 考	1回 /1年	1回 /3年	その 他	フィンチューブ 及び ヘッドパイプ	肉厚測定	超音波厚 さ計等				水抜き時の目視検査で減肉が 認められた場合に、 <u>必要に応じ</u> て実施。 【コンビ 5-1-17、19】	
検査部位	検査項目	検査方法	周 期				備 考														
			1回 /1年	1回 /3年	その 他																
フィンチューブ 及び ヘッドパイプ	肉厚測定	超音波厚 さ計等				水抜き時の目視検査で減肉が 認められた場合に、 <u>必要に応じ</u> て実施。 【コンビ 5-1-17、19】															
4	P11 表 - 6 L N G ポンプ	分解時の目視検査も【コンビ 5-1-17、19】に対応するものとなっているが、保安検査基準（L N G 受入基地関係）では不要であり、【コンビ 5-1-17、19】は削除すべきではないか。	表 - 6 L N G ポンプ（抜粋） <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">検査部位</th> <th rowspan="2">検査項目</th> <th rowspan="2">検査方法</th> <th colspan="2">周 期</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>1回/1年</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">バレル (ポット式) (ヘッドカバー 含む)</td> <td rowspan="2">目視検査</td> <td>外部目視</td> <td></td> <td></td> <td>【コンビ 5-1-17、19】</td> </tr> <tr> <td>分解時の 目視</td> <td></td> <td></td> <td>ポンプ本体の分解点検時に 実施 【コンビ 5-1-17、19】</td> </tr> </tbody> </table>	検査部位	検査項目	検査方法	周 期		備 考	1回/1年	その他	バレル (ポット式) (ヘッドカバー 含む)	目視検査	外部目視			【コンビ 5-1-17、19】	分解時の 目視			ポンプ本体の分解点検時に 実施 【コンビ 5-1-17、19】
検査部位	検査項目	検査方法	周 期				備 考														
			1回/1年	その他																	
バレル (ポット式) (ヘッドカバー 含む)	目視検査	外部目視			【コンビ 5-1-17、19】																
		分解時の 目視			ポンプ本体の分解点検時に 実施 【コンビ 5-1-17、19】																

## パブリックコメント分類（定期自主検査指針）

## 【表現を明確にするもの】

No.	箇所	コメント内容	現 行										
5	P24 表 - 1 1 導管（1）	圧力上昇防止措置（安全弁）の作動検査において「実動作他」とあるが、実作動以外の方法も含まれているのか。 P25 も同じ。	<p>(1) コンビナート製造事業所間の導管</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査部位 / 内容</th> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> <th>周 期</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>作動検査</td> <td>実動作他</td> <td></td> <td></td> <td>2年に1回 【コンビ10-1】</td> </tr> </tbody> </table>	検査部位 / 内容	検査項目	検査方法	周 期	備 考	作動検査	実動作他			2年に1回 【コンビ10-1】
検査部位 / 内容	検査項目	検査方法	周 期	備 考									
作動検査	実動作他			2年に1回 【コンビ10-1】									
6	P28 【解説】* 2(2)	検査の項目及び方法の記述に「肉厚測定等」とあるが、肉厚測定以外の方法があれば明記すべきである。	(2) 検査の項目及び方法 使用状況に応じた適切な点検・検査の項目及び方法を選択する。以下に、目視検査、肉厚測定等、非破壊検査、リークテストを行う際の考え方を示す。										
7	P47 解表 - 9 LNGタンク 1.1年に1回の 検査（1）	タンク基礎の目視検査項目として「貯槽の支柱（底部）と基礎の緊結状況について」とあるが、金属二重殻式のタンクでは、「貯槽のアンカーと基礎の緊結状況について」と表現した方が分かりやすいのではないか。また、PC式タンクにおいて確認は可能なのか。	<p>(1) 地上式LNGタンク</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査部位</th> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> <th>判定及び処置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎</td> <td>目視検査</td> <td>貯槽の支柱（底部）と基礎の緊結状況について、腐食、損傷、変形その他の異常のないことを確認する。</td> <td>(1)異常のない場合は合格とする。 (2)異常が認められた場合は、速やかに原因を調査して修理等状況に応じた処置をする。</td> </tr> </tbody> </table>	検査部位	検査項目	検査方法	判定及び処置	基礎	目視検査	貯槽の支柱（底部）と基礎の緊結状況について、腐食、損傷、変形その他の異常のないことを確認する。	(1)異常のない場合は合格とする。 (2)異常が認められた場合は、速やかに原因を調査して修理等状況に応じた処置をする。		
検査部位	検査項目	検査方法	判定及び処置										
基礎	目視検査	貯槽の支柱（底部）と基礎の緊結状況について、腐食、損傷、変形その他の異常のないことを確認する。	(1)異常のない場合は合格とする。 (2)異常が認められた場合は、速やかに原因を調査して修理等状況に応じた処置をする。										
8	P57 解表 - 1 0 5.計装・電気設備（2）	目視検査の検査方法として、非常用発電機を想定した記載であると考えられる。「蓄電池」を想定した記載に修正すべきではないか。	<p>(2) 1年に1回の検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査部位 / 内容</th> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> <th>判定及び処置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">保安電力 蓄電池</td> <td>目視検査</td> <td>目視により、状態表示灯、電圧・周波数、スイッチ類の位置、各部の温度や異音の有無等を確認する。また、周囲に電池が作動した時に運転に支障となる物がないことを確認する。</td> <td rowspan="2">(1)異常のない場合は合格とする。 (2)異常が認められた場合は、速やかに原因を調査し、修理等の状況に応じた処置をする。</td> </tr> <tr> <td>作動検査</td> <td>蓄電池の電圧を測定し、正常に機能が維持されていることを確認する。</td> </tr> </tbody> </table>	検査部位 / 内容	検査項目	検査方法	判定及び処置	保安電力 蓄電池	目視検査	目視により、状態表示灯、電圧・周波数、スイッチ類の位置、各部の温度や異音の有無等を確認する。また、周囲に電池が作動した時に運転に支障となる物がないことを確認する。	(1)異常のない場合は合格とする。 (2)異常が認められた場合は、速やかに原因を調査し、修理等の状況に応じた処置をする。	作動検査	蓄電池の電圧を測定し、正常に機能が維持されていることを確認する。
検査部位 / 内容	検査項目	検査方法	判定及び処置										
保安電力 蓄電池	目視検査	目視により、状態表示灯、電圧・周波数、スイッチ類の位置、各部の温度や異音の有無等を確認する。また、周囲に電池が作動した時に運転に支障となる物がないことを確認する。	(1)異常のない場合は合格とする。 (2)異常が認められた場合は、速やかに原因を調査し、修理等の状況に応じた処置をする。										
	作動検査	蓄電池の電圧を測定し、正常に機能が維持されていることを確認する。											

パブリックコメント分類（定期自主検査指針）

【表現を整理するもの】

No.	箇所	コメント内容	現 行																	
1	P3 総則 1. 適用範囲 * 2	フレキシブルチューブとあるが、以降の表の表現では、「LNGローリー出荷設備」となっており、整合させてはどうか。	(1) LNG関連設備 ローディングアーム、LNG気化器、LNG配管、天然ガス（以下、NGという）配管、LNGタンク、LNGポンプ、BOG圧縮機、戻りガスブロワ、LNG熱交換器、LNG容器、 <u>フレキシブルチューブ</u>																	
2	P8 表 - 2 LNG気化器 (4)	温水槽式の検査部位に「チューブおよび管寄せ」と記載されているが、左記水槽の備考には「気化器チューブ及びマニホールド」とある。同部位であれば表現を統一してほしい。 P33、P34 も同じ。	(4) 温水槽式（電気ヒータ含む）(抜粋) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">検査部位</th> <th rowspan="2">検査項目</th> <th rowspan="2">検査方法</th> <th colspan="3">周 期</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>1回 /1年</th> <th>1回 /3年</th> <th>その 他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>チューブ 及び 管寄せ</td> <td>目視検査</td> <td>外部目視</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>【コンビ5-1-17、19】</td> </tr> </tbody> </table>	検査部位	検査項目	検査方法	周 期			備 考	1回 /1年	1回 /3年	その 他	チューブ 及び 管寄せ	目視検査	外部目視				【コンビ5-1-17、19】
検査部位	検査項目	検査方法	周 期				備 考													
			1回 /1年	1回 /3年	その 他															
チューブ 及び 管寄せ	目視検査	外部目視				【コンビ5-1-17、19】														
3	P10 表 - 4 LNG配管	1)備考欄 解表 - 4には、「LNGポンプ等の分解点検時に浸食が想定される箇所について行う。」となっており、表現を統一してほしい。 2)注1 保安検査基準（LNG受入基地関係）では、「LNG配管には弁類及び伸縮継手等の配管付属品を含む。」となっており、表現を統一してほしい。 P10 も同じ。	表 - 4 LNG配管 <sup>(注1)</sup> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">検査部位</th> <th rowspan="2">検査項目</th> <th rowspan="2">検査方法</th> <th colspan="2">周 期</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>1回/1年</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本 体</td> <td>肉厚測定</td> <td>超音波厚さ計等</td> <td></td> <td></td> <td>LNGポンプ出口配管等の分解点検時に浸食が想定される箇所について行う。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) LNG配管には弁類等の配管付属品、伸縮継手、計装用導圧管を含む。</p>	検査部位	検査項目	検査方法	周 期		備 考	1回/1年	その他	本 体	肉厚測定	超音波厚さ計等			LNGポンプ出口配管等の分解点検時に浸食が想定される箇所について行う。			
検査部位	検査項目	検査方法	周 期				備 考													
			1回/1年	その他																
本 体	肉厚測定	超音波厚さ計等			LNGポンプ出口配管等の分解点検時に浸食が想定される箇所について行う。															

## パブリックコメント分類（定期自主検査指針）

## 【表現を整理するもの】

No.	箇所	コメント内容	現 行					
4	P15 表 - 9 LNGタンク (1)	流出防止措置他の備考欄に、 「変更なければ不要」とあるが、 「変更なければ省略」とすべきではないか。	表 9 LNGタンク					
			(1) 地上式LNGタンク					
			検査部位	検査項目	検査方法	周 期		備 考
			1回/1年	その他				
	流出防止措置	目視検査	外観確認			【コンビ5-1-35】		
		寸法測定	巻尺測定器具			変更なければ不要 【コンビ5-1-35】		
5	P22 表 - 10 共通項目 (6)	保安検査基準（LNG受入基地関係）では、 「標準ガス」となっており表現を統一すべきではないか。 P26も同じ。	(6) 保安・防災設備					
			検査部位 / 内容	検査項目	検査方法	周 期		備 考
						1回/1年	1回/2年	
	ガス漏えい検知警報設備	作動検査	サンプルガス			【コンビ5-1-53】		
6	P24 表 - 11 導管(1)	設置場所の検査項目として 「目視 or 地図 or 図面 or 記録確認」とあるが、保安検査基準では、 「地図・図面 or 記録確認」となっており統一すべきではないか。	(1) コンビナート製造事業所間の導管					
			検査部位 / 内容	検査項目	検査方法	周 期		備 考
						1回/1年	その他	
	設置場所 (周囲状況)	目視 or 地図 or 図面 or 記録確認				【コンビ10-1】		

## パブリックコメント分類（定期自主検査指針）

## 【表現を整理するもの】

No.	箇所	コメント内容	現行											
7	P30 【参考】	【参考】で示される渦流探傷試験は非破壊検査の項目であることからP28の【解説】*2(2)(c)項の後に記載すべきではないか。	【解説】の最後に次のとおり記載している。 【参考】**1 渦流探傷試験について定めた規格には以下のようなものがある。 JIS G 0568(1993) 「鋼の貫通コイル法による渦流探傷試験方法」 JIS G 0583(2000) 「鋼管の渦流探傷試験方法」											
8	P29 【解説】*2(2) (d)リーケスト	「最高使用圧力」とは、高圧ガス保安法上定義のない表現ではないのか。ここでは、内圧（運転状態の圧力以上の圧力）ではないのか。	( )被検査部分の容積及び最高使用圧力に応じて、気密保持時間以上保持し、その始めと終わりとの測定圧力が圧力測定器具の許容誤差範囲内にあることを確認することにより判定する。											
9	P30 【解説】*7	*7の引用箇所が不明である。	3.検査記録は、初期データを含め、対象部位ごとに保管し、維持管理に活用する。 【解説】 *7本書で規定する検査記録とは別に、設計計算書、完成図面、建設記録、検査成績書、機器取扱説明書等を保管し、維持管理に活用する。											
10	P34 解表 - 2 LNG気化器 1.1年に1回の 検査(4)	検査項目に「外観」とあるが、他箇所と同様に「目視検査」に統一すべきではないか。 P35も同じ	(4)温水槽式（電気ヒータ式含む） <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査部位</th> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> <th>判定及び処置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水 槽</td> <td>外 観</td> <td>水槽の水抜き等<sup>(注)</sup>を行い、目視により、変形、劣化、その他異常の有無を確認する。</td> <td rowspan="2">(1)異常のない場合は合格とする。 (2)異常が認められた場合は、速やかに原因を調査し、修理等状況に応じた処置をする。</td> </tr> <tr> <td>チューブ 及び 管寄せ</td> <td>外 観</td> <td>水槽の水抜きを行い、目視により変形、破損、その他異常の有無を確認する。</td> </tr> </tbody> </table> (注)温水槽式は水抜きを行い、電気ヒータ式は、ヒータの取り外しを行う。	検査部位	検査項目	検査方法	判定及び処置	水 槽	外 観	水槽の水抜き等 <sup>(注)</sup> を行い、目視により、変形、劣化、その他異常の有無を確認する。	(1)異常のない場合は合格とする。 (2)異常が認められた場合は、速やかに原因を調査し、修理等状況に応じた処置をする。	チューブ 及び 管寄せ	外 観	水槽の水抜きを行い、目視により変形、破損、その他異常の有無を確認する。
検査部位	検査項目	検査方法	判定及び処置											
水 槽	外 観	水槽の水抜き等 <sup>(注)</sup> を行い、目視により、変形、劣化、その他異常の有無を確認する。	(1)異常のない場合は合格とする。 (2)異常が認められた場合は、速やかに原因を調査し、修理等状況に応じた処置をする。											
チューブ 及び 管寄せ	外 観	水槽の水抜きを行い、目視により変形、破損、その他異常の有無を確認する。												
11	P44 解表 - 7 BOG圧縮機・戻りガスブロワ 2.その他	ガスクーラの目視検査の検査方法は、保安検査基準と整合させるべきではないか。	2.その他（運転時間、振動測定結果等から決定して行う検査） <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査部位</th> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> <th>判定及び処置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガスクーラ</td> <td>目視検査</td> <td>分解を行い、本体目視、寸法検査等により、チャンカ、胴板、管板、チューブ等の変形、破損、腐食、その他異常の有無を確認する。</td> <td>(1)異常のない場合は合格とする。 (2)異常が認められた場合は、速やかに原因を調査して、調整等の状況に応じた処置をする。</td> </tr> </tbody> </table>	検査部位	検査項目	検査方法	判定及び処置	ガスクーラ	目視検査	分解を行い、本体目視、寸法検査等により、チャンカ、胴板、管板、チューブ等の変形、破損、腐食、その他異常の有無を確認する。	(1)異常のない場合は合格とする。 (2)異常が認められた場合は、速やかに原因を調査して、調整等の状況に応じた処置をする。			
検査部位	検査項目	検査方法	判定及び処置											
ガスクーラ	目視検査	分解を行い、本体目視、寸法検査等により、チャンカ、胴板、管板、チューブ等の変形、破損、腐食、その他異常の有無を確認する。	(1)異常のない場合は合格とする。 (2)異常が認められた場合は、速やかに原因を調査して、調整等の状況に応じた処置をする。											

パブリックコメント分類（定期自主検査指針）

【表現を整理するもの】

No.	箇所	コメント内容	現 行								
12	P56 解表 - 1 0 共通項目 5 .計装・電気設 備（ 1 ）	1) * 1 の の文に * 6 があるが 「 * * 1 」の間違いではないか。  2) * 1 の の文に「 ( 2 ) で示す」 とあるが、 ( 2 ) が不明である。  3) 比較温度計の要件として ~ の記載は不要ではないか。	<p>( 1 ) 半年に 1 回の検査</p> <table border="1" data-bbox="1048 368 2096 571"> <thead> <tr> <th data-bbox="1048 368 1236 432">検査部位 / 内容</th> <th data-bbox="1236 368 1384 432">検査項目</th> <th data-bbox="1384 368 1693 432">検査方法</th> <th data-bbox="1693 368 2096 432">判定及び処置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1048 432 1236 571">圧力計、 温度計</td> <td data-bbox="1236 432 1384 571">代替比較 検査</td> <td data-bbox="1384 432 1693 571">比較温度計または圧力計* <sup>2</sup>との指示差を確認する。</td> <td data-bbox="1693 432 2096 571">(1)異常のない場合は合格とする。 (2)異常が認められた場合は、速やかに原因を調査して、調整等の状況に応じた処置をする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 1 下記の全ての要件を満たし比較検査を行う場合、2年に1回の精度検査に代えることができる。                      (以下では温度計の場合を示すが、圧力計の場合、「温度」を「圧力」と読み替えるものとする。                      * 2、* * 1 も同じ。)                      流体条件、振動、温度条件等、設置環境により劣化を生じる場合にあっては、その劣化を勘案した余寿命が次回停止検査までの期間以上であること。                      当該温度計と比較温度計との間で応答が遅れ*<sup>6</sup>が生じないこと。                      比較温度計との比較を2年以上の期間において半年に1回以上行い、当該温度計と比較温度計との指示差（一定差で推移している場合は指示差の振れ幅）が( 2 ) で示す許容差以内であること。ただし、当該温度計と比較温度計の種類が異なる場合は大きい方の許容差を採用する。</p> <p>* 2 比較温度計とは当該温度計と温度変化が同一な範囲に設置された計器で、適正な周期（時期）のもと校正がなされている計器をいう。  <u>流体条件、振動、温度条件等、設置環境により劣化を生じる場合にあっては、その劣化を勘案した余寿命が次回停止検査までの期間以上であること。</u>  <u>当該温度計と比較温度計との間で応答が遅れ* * 1 が生じないこと。</u>  <u>比較温度計との比較を2年以上の期間において半年に1回以上行い、当該温度計と比較温度計との指示差（一定差で推移している場合は指示差の振れ幅）が( 2 ) で示す許容差以内であること。ただし、当該温度計と比較温度計の種類が異なる場合は大きい方の許容差を採用する。</u></p> <p>* * 1 応答遅れがないこととは、運転温度の変化に対して両者の指示の変化に保安上、あるいは運転操作上有害なタイムラグがないことをいう。</p>	検査部位 / 内容	検査項目	検査方法	判定及び処置	圧力計、 温度計	代替比較 検査	比較温度計または圧力計* <sup>2</sup> との指示差を確認する。	(1)異常のない場合は合格とする。 (2)異常が認められた場合は、速やかに原因を調査して、調整等の状況に応じた処置をする。
検査部位 / 内容	検査項目	検査方法	判定及び処置								
圧力計、 温度計	代替比較 検査	比較温度計または圧力計* <sup>2</sup> との指示差を確認する。	(1)異常のない場合は合格とする。 (2)異常が認められた場合は、速やかに原因を調査して、調整等の状況に応じた処置をする。								

## パブリックコメント分類（定期自主検査指針）

## 【検査を追加するもの】

No.	箇所	コメント内容	現 行								
1	P12 表 - 7 BOG圧縮機・戻りガスブロー	圧縮機・ブロー本体を対象とした1回/1年の外部からの目視検査を記載する必要があるのではないか。 解表 - 7にも外部からの目視検査を記載する必要がある。	表 - 7、解表 - 7 BOG圧縮機・戻りガスブロー 記載省略								
2	P25 表 - 11 導管(2)	「コンビナート製造事業所間の導管以外の導管」と同じく「通報措置」の確認が必要であり、記載すべきではないか。	表 - 11(2) コンビナート製造事業所間の導管 記載省略								
3	P44 解表 - 7 BOG圧縮機・戻りガスブロー 2. その他	ガスクーラについても、肉厚測定を実施することとなっており、解表に検査方法等を記載すべきではないか。	2. その他（運転時間、振動測定結果等から決定して行う検査） <table border="1" data-bbox="1043 785 2101 1015"> <thead> <tr> <th>検査部位</th> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> <th>判定及び処置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガスクーラ</td> <td>非破壊検査</td> <td>分解時の目視検査結果により、異常を認めた場合、必要に応じて非破壊検査（PT、UT、ET等）を行う。</td> <td>(1)異常のない場合は合格とする。 (2)異常が認められた場合は、速やかに原因を調査し、修理等状況に応じた処置をする。</td> </tr> </tbody> </table>	検査部位	検査項目	検査方法	判定及び処置	ガスクーラ	非破壊検査	分解時の目視検査結果により、異常を認めた場合、必要に応じて非破壊検査（PT、UT、ET等）を行う。	(1)異常のない場合は合格とする。 (2)異常が認められた場合は、速やかに原因を調査し、修理等状況に応じた処置をする。
検査部位	検査項目	検査方法	判定及び処置								
ガスクーラ	非破壊検査	分解時の目視検査結果により、異常を認めた場合、必要に応じて非破壊検査（PT、UT、ET等）を行う。	(1)異常のない場合は合格とする。 (2)異常が認められた場合は、速やかに原因を調査し、修理等状況に応じた処置をする。								

## パブリックコメント分類（定期自主検査指針）

## 【誤記を修正するもの】

No.	箇所	コメント内容	現 行								
1	P28 【解説】* 2(2) (a) 目視検査	「磨耗」 「摩耗」の誤記ではないか。	(a) 目視検査  (中略) 開放を実施している機器については主に目視により内面の腐食、損傷、磨耗、変形、浸食、その他について異常のないことを確認する。また、伝熱管については曲り、浸食、汚れ等について異常のないことを確認する。								
2	P29 【解説】* 2(2) (d) リークテスト	「～保温材が施行」とあるが、 「～保温材が施工」の誤記ではないか。	<測定箇所及び指針> 保冷材または保温材が施行されていない配管フランジ部で、ガムテープ等で覆い一箇所に穴を開けて実施する場合。								
3	P30 【解説】* 3	「解表 - 1～9」とあるが、 「解表 - 1～10」の間違いではないか。	* 3 検査方法、判定及び措置の例を解表 - 1～9に示す。								
4	P37 解表 - 3 LNG容器・ LNG熱交換器 2.3年に1回の 検査(1)	目視検査方法に「腐食」とあるが 他箇所と同様「減肉」の間違いではないか。	(1) LNG熱交換器 <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査部位</th> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> <th>判定及び処置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本体</td> <td>目視検査</td> <td>開放を行い、目視、寸法検査等により、チャンネルカバー、胴板、管板、チューブ等の変形、破損、腐食、その他異常の有無を確認する。</td> <td>(1)異常のない場合は合格とする。 (2)異常が認められた場合は、速やかに原因を調査し、修理等状況に応じた処置をする。</td> </tr> </tbody> </table>	検査部位	検査項目	検査方法	判定及び処置	本体	目視検査	開放を行い、目視、寸法検査等により、チャンネルカバー、胴板、管板、チューブ等の変形、破損、腐食、その他異常の有無を確認する。	(1)異常のない場合は合格とする。 (2)異常が認められた場合は、速やかに原因を調査し、修理等状況に応じた処置をする。
検査部位	検査項目	検査方法	判定及び処置								
本体	目視検査	開放を行い、目視、寸法検査等により、チャンネルカバー、胴板、管板、チューブ等の変形、破損、腐食、その他異常の有無を確認する。	(1)異常のない場合は合格とする。 (2)異常が認められた場合は、速やかに原因を調査し、修理等状況に応じた処置をする。								